

# カノープス

## ☆ニュース☆

第946号

発行人  
一般社団法人  
沖縄県歯科医師会  
098(996)3561(代)

URL <http://www.okisi.org>

編集 県社保委員会

印刷 (一社) 沖縄県歯科医師会

発行月 平成28年 6月



### 保険だより



#### 平成28年度保険改正における施設基準の提出について

##### 【歯科訪問診療料の注13に関する施設基準の届出について】

平成29年4月1日以降

在宅歯科医療を専門で行う歯科診療所以外の歯科診療所で、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っていない歯科診療所が歯科訪問診療を行う場合は、歯科訪問診療料の注13に関する施設基準の届出（様式21の3の2）による届出を行わないと歯科訪問診療1、2又は3の算定ができなくなりますので、平成29年3月31日までに届出を行うことが必要。なお、この場合において、歯科訪問診療の実績が0人であっても差し支えありません。

##### 【施設基準：在宅療養支援歯科診療所】

平成28年3月までに、在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関については、平成29年3月31日までに新たな様式18による再度の届出が必要です。尚、平成29年3月31日までに在宅療養支援歯科診療所の再度の届出を行う場合においては、研修会の修了証の写し又は最初に在宅療養支援歯科診療所の届出の副本（受理番号が付されたもの）の写しは、研修の受講歯科医師に変更がない場合は、いずれも不要である。なお、届出内容に変更がある場合（研修の受講歯科医師に変更があった場合等）については、経過措置期間であっても速やかに新たな届出を行ってください。

平成28年度保険改正にて新設された項目の略称について

項 目	略 称
エナメル質初期う蝕	C e
文書提供加算	文
かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療	か強診
エナメル質初期う蝕管理加算	初期う蝕
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料	訪問口腔リハ
歯科口腔リハビリテーション料1 (1 有床義歯の場合)	歯リハ1 (1)
歯周疾患処置(糖尿病を有する患者に使用する場合)	P 処 (糖)
歯周病安定期治療 (Ⅱ)	S P T (Ⅱ)
床副子調整 (イ睡眠時無呼吸症候群の咬合床)	副調(イ)

平成28年度保険改正にて新設された項目の略称について

項 目	略 称
床副子調整 (ロ イ以外の場合)	副調(ロ)
床副子修理	副修
支台築造間接法 (ファイバーポストを用いた場合)	ファイバー(間)
支台築造直接接法 (ファイバーポストを用いた場合)	ファイバー(直)
歯科技工加算 1	歯技工 1
歯科技工加算 2	歯技工 2
有床義歯内面適合法(硬質材料を用いる場合)	床裏装(硬)又は床適合(硬)
有床義歯内面適合法(軟質材料を用いる場合)	床裏装(軟)又は床適合(軟)
歯冠補綴物修理	P r o 修理

その他レセプト請求上注意すべき項目の略称について

項 目	略 称
完全埋伏歯	C R T
水平埋伏智歯	H I T

J 0 0 0 抜歯手術

(6) 「45 埋伏歯」とは、骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯をいう。と記載されていますので、埋伏歯抜歯を算定の際は、上記病名以外は、疑義が付きますのでご注意ください。

## 疑義解釈抜粋

### 疑義解釈その1

#### 【医学管理：歯科疾患管理料】

(問8) 歯科疾患管理料において、例えばブリッジを製作する場合で傷病名がMTのみの患者は対象となるのか。

(答) 対象となる。

(問9) 歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料の文書提供加算は1回目に限り算定できるのか。

(答) 文書提供加算については、1回目に限らず、歯科疾患管理料又は歯科疾患在宅療養管理料の算定にあたり、歯科疾患の管理に係る内容を文書により提供した場合に算定できる。

文書提供した場合においては、患者等に提供した文書の写しを診療録に添付し、その文書の内容以外に療養上必要な管理事項がある場合は、その要点を診療録に記載する。ただし、患者等に提供する文書の様式は、初回は「別紙様式1」又はこれに準じた様式とし、2回目以降は、「別紙様式2」又はこれに準じた様式とする。

#### 【医学管理：歯科衛生実地指導料】

(問10) 歯科衛生実施指導料の告示において、対象患者が「歯科疾患に罹患している患者」に変更になったが、留意事項通知は従来そのままとなっていることから取扱いは従来どおり、う蝕を原因とする疾患（Pul,Per等を含む）や歯周疾患に罹患している患者が対象となると考えてよいか。

(答) 貴見のとおり。

(問11) 歯科衛生実施指導料において、「プラークチャート等を用いたプラークの付着状況の指摘」とされたが、プラークチャート以外の方法でプラークの付着状況を指摘してもよいのか。

(答) プラークチャートを使用しなくても、例えば口腔内カメラにより患者の口腔内をモニターに映す、デジタル写真を活用する等によりプラークの付着状況が確認できれば差し支えない

#### 【検査：歯周病検査】

(問25) 混合歯列期において、歯周基本検査で算定した場合に、算定する区分の歯数に含まれない乳歯に対しても歯周病検査は必要か。

(答) 乳歯も含めて、1口腔単位で歯周基本検査を行うことが必要である。

#### 【検査：口腔内写真検査】

(問26) 口腔内写真検査の算定要件が「歯周病検査を行った場合において」から「歯周病検査を実施する場合において」に変更になったが、歯周病検査を算定する前に口腔内写真検査を算定しても差し支えないか。

(答) 差し支えない。ただし、1回の歯周病検査に対して、その実施前と実施後の2回算定することはできない。

#### 【検査：歯冠補綴時色調採得検査】

(問27) 支台歯の隣在歯に天然歯がなく、対合歯にのみ天然歯がある場合は算定して差し支えないか。

(答) 色調の比較が可能な場合であれば、算定して差し支えない。

**【処置：歯周病安定期治療（Ⅰ）、歯周病安定期治療（Ⅱ）】**

（問29）歯周病安定期治療（Ⅰ）、歯周病安定期治療（Ⅱ）の管理計画書の様式は歯科疾患管理料の文書提供加算時の文書に準じたもので差し支えないか。また、その場合、初回用又は継続用のどちらを使用すればよいのか。

（答）必要に応じて、歯科疾患管理料の初回用又は継続用の様式を使用して差し支えない。

**疑義解釈その2**

**【在宅医療：在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料】**

（問2）「疑義解釈資料の送付について」（平成28年3月31日事務連絡）において、無歯顎患者に対しても在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の対象になることが示されたが、どの区分で算定するのか。（答）「1 10 歯未満」で算定する。

**【検査：歯周病検査】**

（問4）乳歯列期の患者に対する歯周病検査は、「混合歯列期歯周病検査」に限り算定できるのか。

（答）貴見のとおり。

**【処置：歯冠修復物又は補綴物の除去】**

（問10）歯冠修復物又は補綴物の除去において、「ポンティックのみの除去」の算定方法が変更になったが、例えば次のような場合はどのような取扱いとなるのか。

- ① ⑦6⑤ブリッジの6 ポンティックのみを除去した場合
- ② ⑦6⑤ブリッジをすべて除去した場合
- ③ ⑦65④ブリッジをすべて除去した場合（第一小臼歯は全部金属冠）

（答）①ポンティック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×1の算定となる。

②全部金属冠2歯及びポンティック1歯の除去となり、「困難なもの」32点×3の算定となる。

③全部金属冠2歯及びポンティック2歯の除去となり、「困難なもの」32点×4の算定となる。

**【手術：抜歯手術】**

（問11）難抜歯加算については、「当該加算の対象となる抜歯において、完全抜歯が困難となりやむを得ず抜歯を中止した場合は、当該加算を算定する。」とあるが、中止後、歯の状態等の変化により日を異にして抜歯を行い得た場合は、算定上どのように取り扱うのか。

（答）難抜歯加算の対象となる歯に対して、抜歯を終了する目的で着手したが、やむを得ず抜歯を中止した場合は、抜歯の所定点数及び難抜歯加算を算定する取扱いであるが、後日行った抜歯については、当該抜歯手術の実態に応じてその費用を算定して差し支えない。

なお、当初から、複数日に分けて計画的に抜歯を行う場合は、算定できない。

【歯冠修復及び欠損補綴：補綴時診断料】

(問12) 補綴時診断料について、

① 「1 補綴時診断（新製の場合）」を算定した日から起算して3月以内に同一部位の有床義歯に対して、増歯による有床義歯修理を行った場合に「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定できるか。

② 「1 補綴時診断（新製の場合）」を算定した日から起算して3月以内に当該有床義歯の装着部位とは異なる部位の別の有床義歯に対して、増歯による有床義歯修理を行った場合に「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定できるか。

③ 「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定した日から起算して3月以内に当該有床義歯の装着部位とは異なる部位の別の有床義歯に対して、増歯による有床義歯修理を行った場合に「2 補綴時診断（1以外の場合）」の算定は可能か。

(答) ①算定できない。②算定できる。③算定できる。

(問13) 補綴時診断料について、

① 「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定した日から起算して3月以内に、同一部位の有床義歯の新製に着手した場合には、「1 補綴時診断（新製の場合）」を算定できるか。

② 増歯による有床義歯修理を行い「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定した日から起算して3月以内において、同一部位の有床義歯に対して有床義歯内面適合法を行った場合には、「2 補綴時診断（1以外の場合）」を算定できるか。

③ 「1 補綴時診断（新製の場合）」を算定した日から起算して6月以内に、同一部位の有床義歯に対して有床義歯内面適合法を行った場合の「2 補綴時診断（1以外の場合）」は算定できるか。

(答) ①～③のいずれにおいても算定できる。